

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 58 条において読み替えて準用する同法第 42 条第 1 項の規定に基づき、山形県漁業調整規則（令和 2 年県規則第 66 号）第 5 条第 1 項第 12 号に掲げるあわび・なまこ漁業につき、山形県漁業調整規則第 12 条第 1 項各号に掲げる事項に関する制限措置を次のように定める。

令和 6 年 10 月 11 日

山形県知事 吉村 美栄子

1 あわび・なまこ漁業

(1) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

漁業種類の名称	漁具の種類その他の漁業の方法	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	漁業を営む者の資格
あわび・なまこ漁業(磯見)	磯見（船上からの採捕に限る）	操業区域（別記の操業区域をいう）	12月1日から翌年8月31日まで	定めなし (ただし性能の基準等、別に定めのある場合はその基準を満たしていること)	3トン未満	0	1 山形県鶴岡市鼠ヶ関に住所を有する者 2 山形県の漁船登録を受けた漁船の使用者

(2) 許可又は起業の認可を申請すべき期間

定めなし

別記 操業区域

次のア、イ、ウ、エ及びオの各点を順次に結んだ線分と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域（世界測地系表記）

ア	北緯 38 度 33.244 分	東経 139 度 32.784 分
イ	北緯 38 度 33.194 分	東経 139 度 32.719 分
ウ	北緯 38 度 33.239 分	東経 139 度 32.639 分
エ	北緯 38 度 33.323 分	東経 139 度 32.583 分
オ	北緯 38 度 33.361 分	東経 139 度 32.675 分